

組合公報 臨時号

令和7年3月18日
島根県市町村職員共済組合

島共済公告第408号

職員服務規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和7年3月18日

島根県市町村職員共済組合
理事長 中 村 中
(公 印 省 略)

職員服務規程の一部を改正する規程

職員服務規程（昭和38年規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>降職、免職及び休職</u>)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められたとき。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 <u>職員が次の各号の一に該当するときは、その意に反してこれを休職にすることができる。</u></p> <p>(1) <u>疾病負傷のため医師の診断により長期の休養を要すると認められたとき。</u></p> <p>(2) <u>刑事事件に関し起訴されたとき。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(<u>降職、免職及び休職の手續</u>)</p> <p>第14条 理事長は、第12条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降職し、若しくは免職する場合又は第12条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職にする場合には、<u>医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</u></p> <p>2 <u>職員の意に反する降職若しくは免職又は休職の処分は、その旨を</u></p>	<p>(傍線の部分は改正部分)</p> <p>(<u>降職及び免職等</u>)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>重度障害により又は身体若しくは精神の衰弱により職務を執るに堪えないと認められたとき。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(<u>休職の効果</u>)</p> <p>第14条 職員が次の各号の一に該当するときは、<u>その意に反してこれを休職にすることができる。</u></p> <p>(1) <u>疾病負傷のため医師の診断により長期の休養を要すると認められたとき。</u></p> <p>(2) <u>刑事事件に関し起訴されたとき。</u></p>

記載した書類を当該職員に交付して行わなければならない。

- 3 第12条第1項第3号の規定による職員の降職又は免職は、当該職員が現に就いている職に求められる役割を果たすことが困難で、下位の職であれば良好な職務遂行が期待できると判断するときは、職務遂行能力に応じた職に降職するものとし、下位の職でも良好な職務遂行が期待できないと判断するときは免職するものとする。

(降職の効果)

第14条の2 第12条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するものとして、職員を降職した場合においては、理事長の定めるところにより降職された職務の級に降格及び降給することができる。

(休職の効果)

第15条 (略)

- 2 理事長は、休職の期間中であってもその理由の消滅したと認めるときは、休職は当然終了したものとみなし、速やかに復職を命じなければならない。

- 3 理事長は、第12条第2項第1号の規定により休職を命じた者を復職させる場合には、医師2名を指定して診断させ、その結果を徴さなければならない。

- 4 第12条第2項第1号の規定により休職にされた職員が、復職した後(第24条第2項に規定する病気休暇の期間を除く。)に、再び同一の負傷又は疾病のため、第12条第2項第1号の規定により休職にされたときは、その者の休職期間は、復職前の休職の期間に引き続いたものとみなす。ただし、負傷若しくは疾病の種類又は勤務の状況等により、通算することが適当でないと理事長が認める場

(追加)

(休職期間)

第15条 (略)

- 2 休職の期間中であってもその理由の消滅したと認めるときは、休職は当然終了したものとみなし、速やかに復職を命じなければならない。

(追加)

- 3 前条第1号の規定により休職にされた職員が、復職した後1年(第24条第2項に規定する病気休暇の期間を除く。)以内に、再び同一の負傷又は疾病のため、前条第1号の規定により休職にされたときは、その者の休職期間は、復職前の休職の期間に引き続いたものとみなす。ただし、負傷若しくは疾病の種類又は勤務の状況等により、通算することが適当でないと理事長が認める場合はこの限

合はこの限りでない。

5 第12条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

6 (略)

7 (略)

(病気休暇)

第24条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により休暇を与えられた職員が再び勤務するに至つた後(第12条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた期間を除く。)に再び同一の負傷又は疾病による休暇を受けようとする場合における前項の規定の適用については、当該休職の期間を通算するものとする。ただし、負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でないときと理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 (略)

りでない。

(追加)

4 (略)

5 (略)

(病気休暇)

第24条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により休暇を与えられた職員が再び勤務するに至つた後1年(第14条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた期間を除く。)以内に再び同一の負傷又は疾病による休暇を受けようとする場合における前項の規定の適用については、当該休職の期間を通算するものとする。ただし、負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でないときと理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 (略)

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。